

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(概要)

目的

原発廃止・エネルギー転換(※)を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに推進計画の策定等について定めるとともに、推進本部を設置することにより、改革を総合的に推進

(※)全ての発電用原子炉等を廃止するとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造を転換することをいう

基本理念

1. 発電用原子炉等の速やかな停止・廃止

2. 電気の需要量の削減

3. 再生可能エネルギー電気の供給量の増加

法施行後2年以内を目途に
実施法

推進本部が推進計画を法施行後1年を目途として策定

推進本部は内閣に設置
(本部長:内閣総理大臣)

法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置

基本方針

- ・ 発電用原子炉等の廃止及び使用済燃料・放射性廃棄物の管理・処分に関する国の関与の在り方を検討
- ・ 運転期間の延長を認めないこと、新增設・リプレースの禁止、核燃料サイクルからの撤退等
- ・ 再生可能エネルギー源等の原子力以外のエネルギー源の利用への転換
- ・ 発電用原子炉等を廃止する事業者等への支援、立地地域の雇用・経済対策

- ・ 公共施設や事業活動における省エネの促進
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の更なる向上
- ・ 熱エネルギーの利用の促進
- ・ 分散型エネルギー利用の促進

- ・ 公共施設における再生可能エネルギー利用の促進
- ・ 電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の拡大
- ・ 送配電事業の分離、電力系統の適正化
- ・ 「エネルギー協同組合」制度の創設

目標

☆法施行後5年以内に、全ての発電用原子炉等の運転の廃止

☆2030年までに30%以上削減(2010年比)

☆2030年までに再エネ電気供給量を40%以上

○その他:国等の責務、国会への年次報告等を規定

※公布の日から施行